

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	北斗市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	94-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/2593.html

執行機関名 北斗市長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	4 北斗市老人医療費の助成に関する条例(平成18年北斗市条例第103号)による老人の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北斗市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月15日条例第30号)別表第1 4 北斗市老人医療費の助成に関する条例(平成18年北斗市条例第103号)による老人の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)第1条	北斗市老人医療費の助成に関する条例(平成18年北斗市条例第103号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、老人に対し医療に要する経費の一部を助成することにより、老人の健康の保持に寄与するとともに、老人福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		北斗市老人医療費の助成に関する条例 北斗市老人医療費の助成に関する条例施行規則